

[事案 2020-85] 死亡保険金支払請求

・令和2年12月10日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

死亡保険金が契約した保険金額より少ないことを理由に、死亡保険金の残金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成18年5月に被保険者（申立人前代表者）が死亡したため、平成11年1月に契約した終身保険にもとづき、死亡保険金を請求したところ、自分の記憶にある契約内容の死亡保険金（5,000万円）より少ない額（3,000万円）が支払われた。しかし、契約時の申込書は、契約日や住所等に不審な点があり、偽造されたものでもあるため、死亡保険金の残金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

死亡保険金は、契約申込書、保険証券に記載されているとおりの金額（3,000万円）であり、申込書が偽造されたものである等の申立人の主張は根拠がないことから、申立人の請求に応じることができない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張の内容を把握するため、申立人代表者および前代表者の配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張する死亡保険金額の契約に加入していたとは認められず、申込書が偽造されたものであるとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。